

④地域住民等の責務

- ・地域住民等は、地域のさまざまな人や自然や社会や文化とのかかわりの中で、子どもの豊かな人間性を育むことを認識し、子どもを支援しなければならない。
- ・地域住民等は、虐待など暴力や犯罪などから子どもを守り、安全で安心な地域づくりに努めなければならない。
- ・地域住民等は、子どもは地域社会の一員であることを認識し、子どもとともに地域活動を進めなければならない。

⑤学校等関係者の責務

- ・学校等関係者は、子どもが主体的に育ち、学ぶ環境づくりに努めなければならない。
- ・学校等関係者は、子どもが子どもの権利について理解し、意見を表明できるよう支援しなければならない。
- ・学校等関係者は、子どもの最も身近にいる大人であることを自覚し、虐待、体罰、いじめなどから子どもを守るため、関係機関と連携し解決にあたるよう努めなければならない。

⑥事業者の責務

- ・事業者は、子どもの権利や子どもや子育て家庭への支援に配慮した事業活動を行うよう努めなければならない。
- ・事業者は、従業員に対して、子どもの権利が保障されるよう、必要な措置を講じるとともに、子どもの権利についての理解を促すよう努めなければならない。